

障害者支援施設つかわき
生活介護・施設入所支援利用料金表
(令和5年4月1日～)

1. 障害者施設への入所にかかる利用料金について

ご利用に当たり、利用者の障害状態区分で算定された「料金表」に基づき、ご利用1月につき、下記の利用料金をご負担いただきます。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

<生活介護>

(1) 1月当たりの利用料金(23日を基礎日数) ※月曜～金曜日の日中にかかる料金
(単位:円)

区分	区分3	区分4	区分5	区分6
基本料金	114,080	129,260	188,600	254,840
福祉専門職加算	1,380	1,380	1,380	1,380
処遇改善加算	8,950	9,880	13,500	17,540
ベースアップ加算	1,610	1,780	2,430	3,160
特定処遇改善加算	2,490	2,750	3,760	4,890
人員配置加算	31,280	31,280	31,280	31,280
合計	159,790	176,330	240,950	313,090

※区分3は、入所時の年齢が50歳以上に方に限ります。

※基礎日数については、月の日数より8日を引いた日数になります。

※入院や外出等で営業時間外の場合は、請求は発生しません。

※利用開始日より30日間に限り1日につき初期加算30円かかります。

<施設入所支援>

(1) 1月当たりの利用料金(31日を基礎日数) ※月曜～日曜日の昼夜にかかる料金
(単位:円)

区分	区分3	区分4	区分5	区分6
基本料金	51,460	67,270	86,490	104,780
重度障害者支援加算	2,170	2,170	2,170	2,170
処遇改善加算	4,610	5,970	7,620	9,200
ベースアップ加算	1,500	1,940	2,480	2,990
特定処遇改善加算	1,130	1,460	1,860	2,250
合計	60,870	78,810	100,620	121,390

※区分3は、入所時の年齢が50歳以上に方に限ります。

※基礎日数については、月の日数になります。

※強度行動障害を有する方へ夜間に個別支援を行った場合、1日につき18,000円
さらに、90日以内の期間は、1日につき700単位加算されます。

※入院や外出等で、終日施設を開ける日については、1日につき8日を限度として
3,200円、8日を超えた日から82日を限度として1日につき1,910円

※利用開始日より30日間に限り1日につき初期加算30円かかります。

<利用者負担上限額>

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村非課税世帯	0円
一般	市町村民税所得割額 16万円未満の世帯	9,300円
一般	上記以外の市町村民税課税世帯	37,200円

2. サービス対象外（実費負担分）の利用料金

項目	利用料金	備 考
食費	1,475円	1日につき、左記の食費や光熱水費をお支払いいただきますが、市町村より補足給付の認定を受けた方については、認定額の減免があります。
光熱水費	300円	
預り金管理手数料	50円	1日につき、預り金等の管理費としてお支払いいただきます。
教養娯楽費	実 費	レク・創作活動等の備品及び材料費等
外出行事等の諸経費	実 費	外出行事の際の食事代金や、娯楽施設等の入館料等は自己負担となります。
理美容代	実 費	1,500円
洗濯代	無 料	原則として洗濯にかかる費用は無料となりますが、クリーニングはご負担いただきます。
医療・衛生材料費	実 費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等の費用 ※原則として、医療・衛生材料は各自でご購入いただきます。
その他	実 費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等

3. 1月当たりの合計利用料金（31日を基準日数とした場合）

○強度行動障害者に該当しない利用者の方で、入院及び外出をしなかった場合が前提）

区分	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	159,790	176,330	240,950	313,090
施設入所支援	60,870	78,810	100,620	121,390
対象外	56,575	56,575	56,575	56,575
合計	277,235	311,715	398,145	491,055

上記の利用料の対象者で低所得者1に該当する場合。

区分	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	0	0	0	0
施設入所支援	0	0	0	0
対象外	56,575	56,575	56,575	56,575
合計	56,575	56,575	56,575	56,575

※上記の表の利用料から補足給付が認定された場合は、減免されることとなります。

※上記の実費負担分は、食事、光熱水費、預り金管理手数料の合計額となります。